

## 危険性帶有

JJ1SXA/池

12月10日付「読売新聞夕刊」1面に「飲酒運転で免停急増」という記事が載った、自動車の飲酒運転のことではない、自転車の飲酒運転のことだ、一寸驚いた人も多かったのでは無いかと思う、読売新聞の読者に限らず、自転車の飲酒運転で免停と聞くと驚く人は多いでしょう、このことは一般的にあまり知られていないようなので、簡単に解説する。

道路交通法第65条第1項は「何人も酒気を帶びて、車両等を運転してはならない」となっており、自転車は車両等に含まれます。

この規定とは別に第103条第1項第8号の規定があります(前各号に掲げるもののほか、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき)

この規定に該当する者は「危険性帶有者」とされますが、自転車の飲酒運転者で「危険性帶有者」とされるものは、「第65条第1項…飲酒運転」では無く、「第103条第1項第8号…危険性帶有者」が適用されるということで、当然運転免許証の停止も課されます。

### 危険性帶有者に該当する主なケース

- \* 薬物・アルコール依存: 覚醒剤、麻薬、アルコールなどの中毒者。
- \* 特定の病気: 幻覚を伴う精神病、発作で意識障害・運動障害を起こす病気、認知症などで安全運転に支障がある場合。
- \* 危険な運転行為: あおり運転(幅寄せ、後方からの追い上げなど)で暴行・傷害・脅迫・器物損壊などを伴う場合。  
暴走行為を反復継続する、または暴走行為をさせた場合。  
無免許運転や飲酒運転などを命令・容認した場合。
- \* その他: 道路外での致死傷、重大な違反行為の唆し(そそのかし)など、運転免許の継続が不適切と判断される行為。

(2025年12月記)